

議案第30号

天理市子ども医療費助成条例の一部改正について

天理市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（就学児にあつては入院に係る医療費に限る。）」を削り、同条に次の1号を加える。

（3） 市長が別に規則で定める額

第4条第1項中「対象となる子ども」を「対象となる乳幼児又は就学児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。